

札幌市災害時医療体制検討委員会
報告書

平成31年3月13日

札幌市災害時医療体制検討委員会

目次

第1章 はじめに

- 1 検討委員会の設置…………… P 1
- 2 検討委員会における重点協議事項…………… P 2

第2章 災害時医療体制の充実

- 1 医療救護班の体制の整理…………… P 3
- 2 患者フロー図の整理…………… P 4
- 3 医療救護班マニュアルの作成…………… P 5

第3章 札幌市災害時基幹病院の見直し

- 1 災害時基幹病院の見直し…………… P 6
- 2 災害対策等実態調査結果…………… P 6
- 3 災害時基幹病院の追加…………… P 6

第4章 北海道胆振東部地震の対応状況

- 1 札幌市の対応…………… P 8
- 2 課題（委員意見等）…………… P 8

第5章 今後の取組

- 1 医療機関における非常用自家発電設備の整備…………… P 9
- 2 医療機関との情報伝達及びE M I S入力訓練等の実施…………… P 9
- 3 災害時基幹病院との連絡協議会の開始…………… P 9
- 4 災害時の医療機関に関する情報提供方法の見直し…………… P 9
- 5 透析患者への対応…………… P 9
- 6 災害時の地域における人工呼吸器患者等の支援に関する検討…………… P 9

資料編

- 1 札幌市災害時医療体制検討委員会
 - (1) 設置要綱……………資料編 P 1
 - (2) 委員名簿……………資料編 P 2

- 2 札幌市災害時医療体制検討委員会資料
 - (1) 第1回（平成29年9月6日）……………資料編 P 3
 - (2) 第2回（平成30年2月15日）……………資料編 P 8
 - (3) 第3回（平成30年9月4日）……………資料編 P 21
 - (4) 第4回（平成31年1月22日）……………資料編 P 38

- 3 医療救護班マニュアル……………資料編 P 127
（札幌市災害医療救護活動マニュアル）

第1章 はじめに

1 検討委員会の設置

札幌市では、平成5年の北海道南西沖地震や平成7年の阪神・淡路大震災などによる大災害を契機として、災害時医療体制について体系的な諸方策を検討するため、平成7年6月に「札幌市緊急時医療体制検討委員会」を設置し、平成9年3月に同委員会から報告書の提出を受け、この報告を基にマニュアルの作成や医薬品等の供給体制を進めてきた。

その後、災害時における医療体制の充実・強化を図るため、平成18年6月に「札幌市災害時医療体制検討委員会」を設置し、平成21年3月に報告書の提出を受けた。

その結果、災害時には医療対策本部を設置して、医療救護活動に係る情報の集約・管理を行うこととするとともに、医療救護活動の流れを見直すなどの対応を取ったところである。

しかしながら、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震などの大災害が発生したことを踏まえ、札幌市における災害時医療体制も見直す必要が生じた。このため、札幌市の災害時医療体制の更なる充実・強化を図るため、平成29年6月16日に「札幌市災害時医療体制検討委員会」を再度設置したものである。

本委員会では、多数傷病者を想定した災害時の医療体制を検討してきたが、平成30年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震では、ブラックアウトが発生し、大規模停電により医療機関の機能が失われるなどして、大きな被害が発生した。この他、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨などの豪雨災害なども踏まえると、様々な災害への備えが重要であることが示唆された。

このような状況の中、4回にわたって本委員会を開催し、現行の体制の整理やマニュアルの作成、札幌市災害時基幹病院の見直しについて、重点的に協議するとともに、平成30年北海道胆振東部地震の検証を実施してきた。

これらの検討結果について、本報告書として取りまとめたものである。

2 検討委員会における重点協議事項

従来の体制を検証した結果、近年の大規模災害の教訓を踏まえ、より実践的な災害医療体制を構築することが必要であることから、以下の点について、重点的に協議することとした。

なお、(5)については、検討委員会設置後に発生した災害であることから、検討を進めていく中で設定した協議事項である。

- (1) 医療救護班の体制の整理
- (2) 患者フロー図の整理
- (3) 医療救護マニュアルの作成
- (4) 札幌市災害時基幹病院の見直し
- (5) 平成30年北海道胆振東部地震の対応状況

第2章 災害時医療体制の充実

1 医療救護班の体制の整理

(1) 道と市の役割

各医療チームが派遣される際に、北海道で医療チームをまとめて受け入れ、その後各地域に配分する場合は、北海道の調整本部（DMAT調整本部・救護班派遣等調整本部）で受け付け、札幌市医療対策本部に入る形とした。

(2) DMAT・災害医療コーディネーター

急性期に入るDMATと医療対策本部が連携できる形とした。
また、災害医療コーディネーターが参画するという内容とした。

(3) 時間経過による主な活動場所

ア 急性期

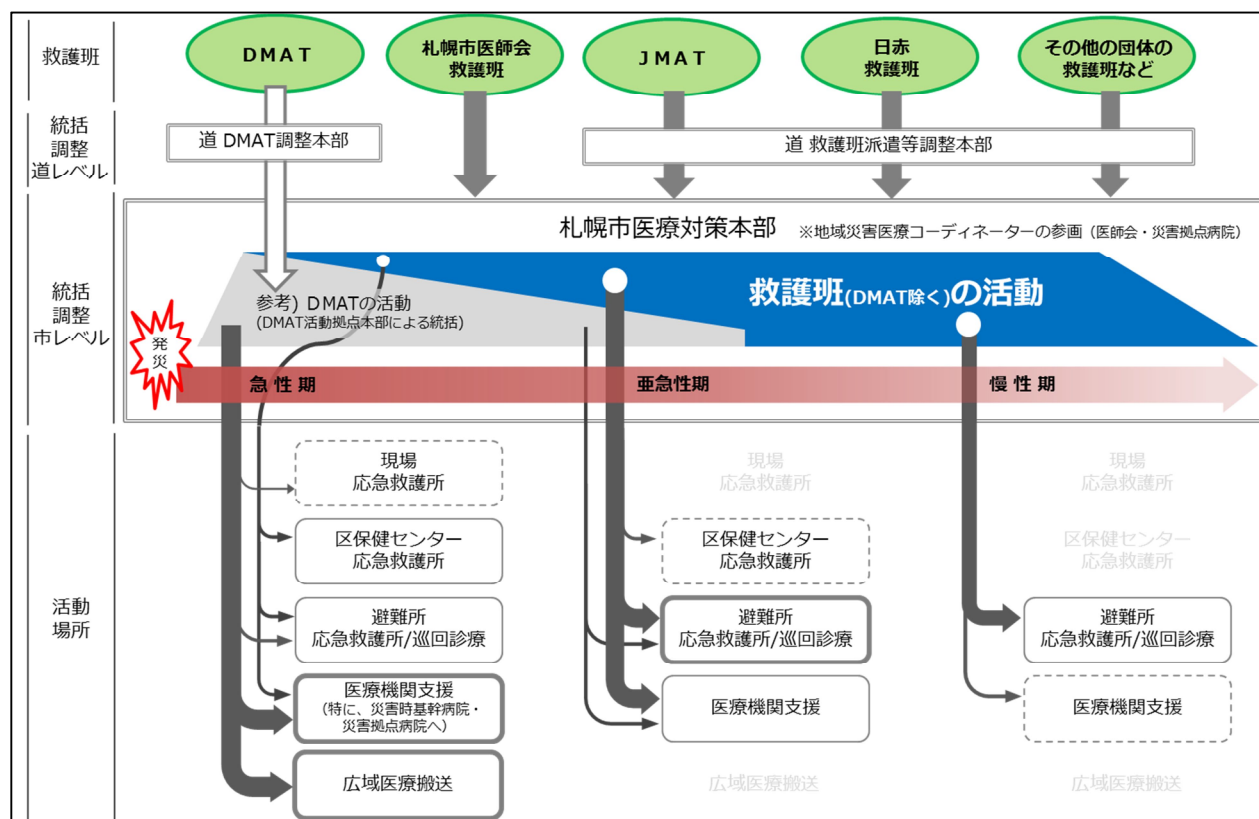
医療機関の支援

イ 亜急性期

避難所の巡回診療や応急救護所での活動

ウ 慢性期

避難所の巡回診療



2 患者フロー図の整理

(1) 軽症傷病者

診療可能な医療機関や、区保健センターに設置する応急救護センター内の応急救護所に対応

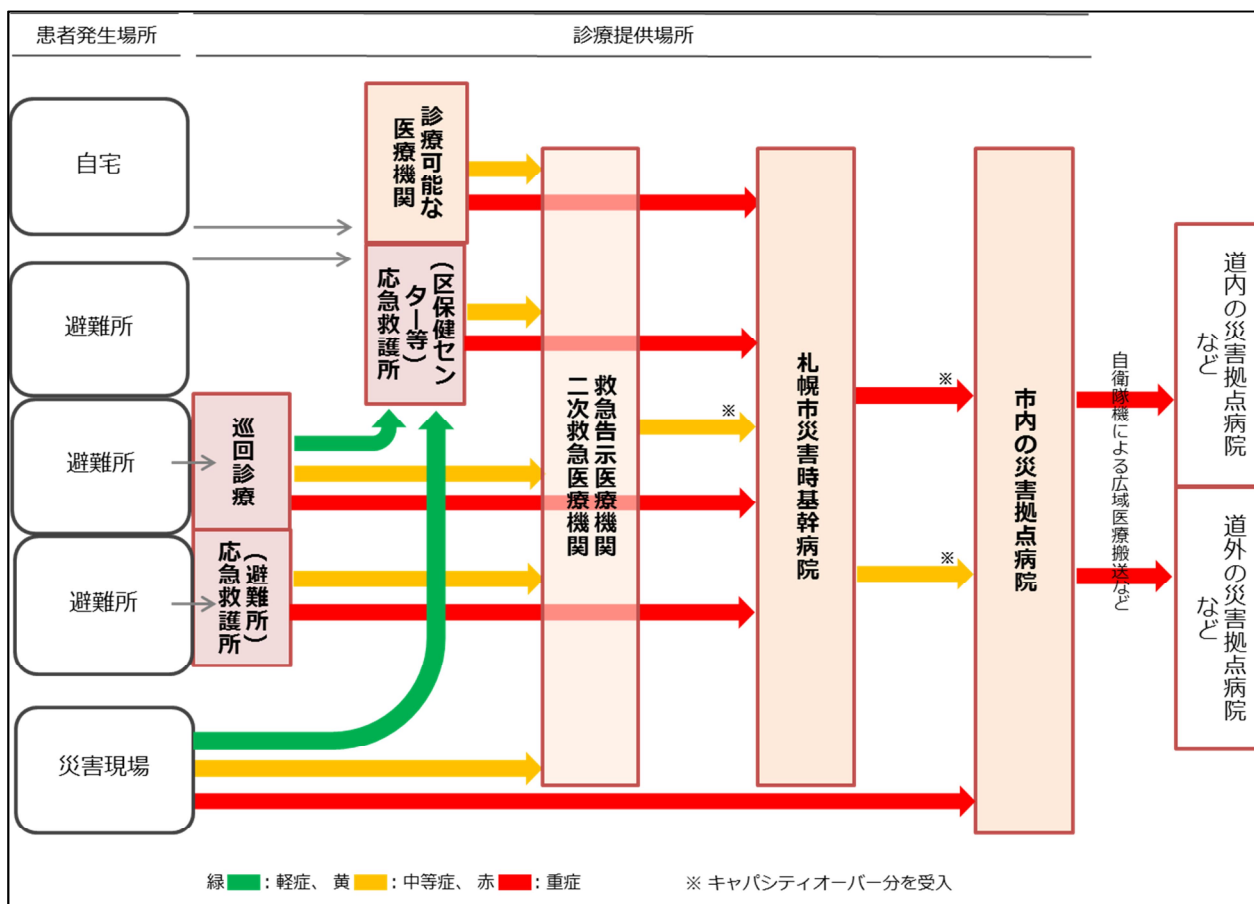
(2) 中等症傷病者

二次救急医療機関及び救急告示医療機関で対応

(3) 重症傷病者

災害時基幹病院及び災害拠点病院で対応

※状況によっては、市外・道外搬送も考慮する。



3 医療救護班マニュアルの作成

(1) マニュアルの必要性

災害時には、医療関係者等による医療救護班が編成されることとなるが、具体的な行動に関する取り決めを行っていないため、医療救護班マニュアル（札幌市災害医療救護活動マニュアル）を作成し、救護班の役割を明確化することが必要

(2) マニュアルの内容（資料編 p127 参照）

ア マニュアルの使い方

- ・マニュアルの位置付け
- ・マニュアルの目的
- ・対象とする災害

イ 札幌市における医療救護の体制

- ・医療救護班はどのような全体像の中で活動するのか
- ・医療救護班はどのように総合調整されるのか
- ・札幌市医師会医療救護班の参集

ウ 医療救護班の活動

- ・現場応急救護所における活動
- ・応急救護所における活動
- ・避難所における巡回診療活動
- ・医療機関における診療支援

エ 医療救護班が平時の備え

- ・出動体制の確立
- ・技能の継続的な維持

オ 参考資料

- ・日本DMATの派遣要請基準
- ・災害診療記録報告書

4 災害医療体制シミュレーション

札幌市における災害医療体制の整備等の一助とするため、大規模地震により札幌市が被災した場合を想定した医療体制のシミュレーションを作成するとともに、考察を行った。シミュレーション結果については、資料編 4 1 p のとおり。

第3章 札幌市災害時基幹病院の見直し

1 札幌市災害時基幹病院の見直し

平成8年に制度の運用を開始した札幌市災害時基幹病院（以下「基幹病院」という。）について、現在札幌市内に12病院あるが、清田区及び南区にないこともあり、見直しが必要となっている。

また、当初基幹病院の指定をしてから20年あまりが経過していること、状況も以前から変化していることなども踏まえ、適切に基幹病院を再指定する必要性が生じた。

2 災害対策等実態調査結果

基幹病院の候補となる医療機関を選定するため、市内全病院（202病院）を対象とした災害対策等実態調査を実施した。

202病院中193病院から回答があり、主な結果は以下のとおり

- ・「耐震又は免震構造となっている病院」……………148病院（約77%）
- ・「ヘリコプター離着陸スペースがある病院」……………15病院（約7.8%）
- ・「事業継続計画（BCP）を策定済の病院」……………40病院（約21%）
- ・「防災計画または防災マニュアルがある病院」……………177病院（約92%）

3 災害時基幹病院の追加

委員からの意見を参考に、以下の4施設を新たに災害時基幹病院に指定し、基幹病院を12施設→16施設とした（表1）。

- ・札幌徳洲会病院（厚別区）
- ・KKR札幌医療センター（豊平区）
- ・自衛隊札幌病院（南区）
- ・北海道大野記念病院（西区）

【いずれの施設も平成31年1月23日付けで指定】

表1 札幌市災害時基幹病院一覧（平成31年1月23日現在）

	名称	所在	各種指定等状況			
			救急告示	二次救急※	三次救急	北海道災害拠点病院
1	札幌医科大学附属病院	中央区南1条西16丁目 291番地	○	—	○	○
2	市立札幌病院	中央区北11条西13丁目 1-1	○	○	○	○
3	JA北海道厚生連 札幌厚生病院	中央区北3条東8丁目 5番地	○	○	—	—
4	NTT東日本札幌病院	中央区南1条西15丁目	○	○	—	—
5	北海道大学病院	北区北14条西5丁目	○	—	○	○
6	公益社団法人北海道勤 労者医療協会 勤医協中央病院	東区東苗穂5条1丁目 9-1	○	○	—	—
7	医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院	東区北33条東14丁目 3番1号	○	○	—	—
8	独立行政法人国立病院 機構北海道がんセンター	白石区菊水4条2丁目 3番54号	○	—	—	—
9	独立行政法人地域医療 機能推進機構(JCHO) 札幌北辰病院	厚別区厚別中央2条6 丁目2-1	○	○	—	—
10	医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院	厚別区大谷地東1丁目 1-1	○	○	—	—
11	独立行政法人地域医療 機能推進機構(JCHO) 北海道病院	豊平区中の島1条8丁目 3番18号	○	○	—	—
12	KKR 札幌医療センター	豊平区平岸1条6丁目 3-40	○	○	—	—
13	自衛隊札幌病院	南区真駒内17	○	△	—	—
14	独立行政法人国立病院 機構北海道医療センター	西区山の手5条7丁目 1番1号	○	△	○	○
15	社会医療法人孝仁会 北海道大野記念病院	西区宮の沢2条1丁目 16番1号	○	△	—	—
16	医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院	手稲区前田1条12丁目 1-40	○	○	○	○

※二次救急においては、けが災害の外科系も担っている医療機関を○とし、けが災害の外科系以外の診療系のみ場合は△としている。

第4章 北海道胆振東部地震の対応状況

1 札幌市の対応について

(1) 地震の発生

平成30年9月6日午前3時7分ころ、胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7（暫定値）の地震が発生し、札幌市内において、最大震度6弱（東区）を記録した。

(2) 医療対策本部の設置

札幌市地域防災計画等に基づき、市内の医療救護体制を総括する医療対策本部を平成30年9月6日午前4時に保健所に設置

(3) WEST19の被害状況等

- ・非常用自家発電装置の稼働により、地震による建物の被害もなかったため、震災直後から事務室での活動が可能
- ・ファイルサーバの使用や外部への電子メール送受信は数時間不可能な状態
- ・電話、FAX、インターネットは使用可能
- ・防災行政無線は未活用

(4) 医療対策本部の活動内容

- ・主に医療機関の被災状況等に関する情報収集や医療機関からの物資等の要請に対応
- ・慢性腎不全患者については、札幌市医師会及び札幌市透析医会に関係医療機関への連絡調整及び受入交渉を依頼

(5) 保健医療調整会議の開催

9月9日、DMAT ロジスティックチームの助言のもと、札幌市保健所内関係各課、その他関係機関を構成員とした保健医療調整会議を開催し、情報を共有

2 課題（委員意見等）

- ・医療機関に関する情報発信について、正確かつ必要な情報が市民に届くよう配慮が必要
- ・軽症患者の受診先の案内を充実すべき
- ・要援護者（人工呼吸器患者等）や透析患者について、基幹病院との情報共有が必要（平時から、地域の支援が必要な患者数などの情報を災害時基幹病院等と情報共有するなどし、災害時に、基幹病院に地域の患者等へ柔軟に対応してもらえよう、市と連携をとってはどうか）

第5章 今後の取組

1 医療機関における非常用自家発電設備等の整備

災害時における医療機関のライフラインの確保、特に今回の震災においては、電力の確保が大きな課題となった。災害時に非常用自家発電設備が確実に使用でき、市内医療体制が継続される必要がある。

2 医療機関との情報伝達及びEMIS入力訓練等の実施

医療対策本部と関係団体、災害時基幹病院等との円滑な連携のため、情報伝達訓練を実施する必要がある。

また、EMISは、医療機関の被災状況や支援の必要性を判断するために重要な情報収集手段であることから、災害時に実際に活用されるよう、今後は、医療機関向けのEMIS入力研修等を行うことで、重要性を周知していく必要がある。

3 災害時基幹病院との連絡協議会の開始

災害時に基幹病院が十分に機能を発揮できるよう、平時からの連携を密にするとともに、災害時基幹病院16病院及び関係機関からなる災害時基幹病院等連絡協議会を開催し、より詳細な部分について協議を進めていく。

4 災害時の医療機関に関する情報提供方法の見直し

災害時の医療機関についての情報発信の方法や内容について、市民にとってわかりやすいものとなるよう見直していく必要がある。

5 透析患者への対応

透析医療機関との連絡・調整の方法等について、札幌市医師会などと平時から体制を検討しておく必要がある。

6 基幹病院の役割の充実、地域における人工呼吸器患者等に関する支援

災害時の人工呼吸器患者等への円滑な支援に関し、災害時基幹病院等と地域の情報共有のあり方等について、検討する必要がある。

札幌市災害時医療体制検討委員会
報告書

【資料編】

札幌市災害時医療体制検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 札幌市において、災害、事故等により多数の負傷者が同時に発生した場合に、市民に対する医療を迅速かつ効率的に確保するための医療体制の整備を目的として、札幌市災害時医療体制検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 災害時医療体制の整備に必要な事項に関すること
- (2) 札幌市災害時基幹病院の指定に関すること
- (3) その他、災害時医療体制の確保に必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから保健福祉局医務監が委嘱する。

- (1) 一般社団法人札幌市医師会のうちから同団体の長が推薦する者
- (2) 北海道知事が指定する基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院のうちから同病院の長が推薦する者
- (3) その他、保健福祉局医務監が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(謝 礼)

第7条 会議の出席に対する委員の謝礼は、一回あたり12,500円とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、札幌市保健福祉局保健所医療政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

札幌市災害時医療体制検討委員会 委員名簿

(敬称略)

所属等	氏名	役職
一般社団法人 札幌市医師会	◎ ^{こん まさと} 今 真人	副会長
	^{しらすき しゅういち} 白崎 修一	理事（救急医療部長）
	^{なかむら ひろひこ} 中村 博彦	救急医療対策委員会委員長
	^{こばやし ひろじ} 小林 大時	札幌市災害救急告示医療機関協議会 会長
	^{いのうえ よしゆき} 井上 善之	夜間急病センター長
市立札幌病院	^{さとう ともゆき} 佐藤 朝之	救命救急センター部長
北海道公立大学法人 札幌医科大学附属病院	○ ^{なりまつ えいち} 成松 英智	高度救命救急センター長・ 救急医学講座教授
北海道大学病院	^{かたばみ けんいち} 方波見 謙一	救急科助教
自衛隊札幌病院	^{いわもと しんいちろう} 岩本 慎一郎	救急科部長
独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	^{はざま こうじ} 碓 光司	救命救急副部長
医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院	^{なら さとし} 奈良 理	救命救急センター長・救急科主任部長
北海道災害医療コーデ ィネーター	^{うえむら しゅうじ} 上村 修二	
	^{みずの ひろとし} 水野 浩利	
札幌市	^{なかで あきひこ} 中出 昭彦	危機管理対策室危機管理対策部長
	^{いとう さとし} 伊藤 智	保健福祉局保健所医療政策担当部長
	^{やまかげ はるひと} 山陰 治仁	消防局警防部救急担当部長

◎：委員長 ○副委員長

平成 29 年 9 月 6 日（水）
18 時 30 分～20 時 00 分
於：WEST19 大会議室

第 1 回 札幌市災害時医療体制検討委員会

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長及び副委員長の決定
- 5 議事
 - (1) 札幌市における災害時医療体制の整備状況及び課題について
 - (2) 札幌市災害時基幹病院の再指定に必要な要件について
 - (3) 今後のスケジュールについて

【資料】

- 資料 1－1 札幌市における災害時医療体制の整備状況及び課題について
資料 1－2 災害医療体制イメージ図
資料 2 札幌市災害時基幹病院について
資料 3 今後のスケジュール（案）

【参考資料】

- 参考資料 1 札幌市災害時医療体制検討委員会設置要綱
参考資料 2 札幌市災害時医療体制検討委員会 検討報告書(2009年 3 月)【省略】
参考資料 3－1 札幌市災害時基幹病院制度実施要綱
参考資料 3－2 札幌市災害時基幹病院指定対象病院
参考資料 3－3 札幌市災害時基幹病院指定要領

1 札幌市における災害時医療体制制度

- (1) 札幌市災害時基幹病院制度の整備 【H8.9】
災害時に重症傷病者を中心的に受け入れる札幌市災害時基幹病院を指定
- (2) 札幌市災害時医療救護活動マニュアルの整備 【H14.10】
札幌市市内における災害時の医療救護活動体制について、具体的な活動内容を定めたマニュアルを整備
- (3) 医療救護活動等に関する協定の締結
 - ア 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定
締結先：札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会 【H16.3】
 - イ 札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定
締結先：北海道医薬品卸売業協会 【H17.12】
 - ウ 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定
締結先：北海道柔道整復師会札幌ブロック 【H29.7】

2 検討委員会による体制見直し（H18年度～H20年度）

検討委員会（H18年度～H20年度）の重点協議事項

- ① 情報伝達体制の構築
WEST19(大通西19丁目)内に、「医療対策本部」を設置することが有効
- ② 医療救護体制の構築
 - ・複数の組織から派遣される医療救護班は、発災現場と区に設置される応急救護所に派遣
 - ・医療対策本部において情報を集約し、共有化することが必要
- ③ ライフラインの確保
各医療機関は、平常時から施設の設備点検、事故点検マニュアルの作成や訓練を行うことが必要
- ④ 災害時医療に係る研修・訓練の実施
関係機関が一堂に会し、定期的に訓練を実施し、災害発生時に即した経験を積み重ねていくことが必要不可欠

今後進めていくべき取り組みについて

被害想定の見直しによる
対策の見直し

訓練の実施

災害時基幹病院
の見直し

地震以外の災害
に対する備え

3 検討委員会（H18年度～H20年度）後の取り組み

訓練の実施

- 毎年1回程度、関係機関と訓練を実施(実地訓練、机上訓練、EMIS入力、防災無線)
- 札幌市医師会主催のトリアージ訓練の実施
- H29.10に北海道と合同でDMAT訓練を実施予定

医療救護体制の整備

- 札幌市地域防災計画に「医療対策本部」などを盛り込むなど、札幌市役所内の関係部署との連携を強化

4 今後の課題

札幌市災害時基幹病院の見直し

現在、清田区及び南区に災害時基幹病院が存在せず、白石区の北海道がんセンターからも指定解除の要望あり

- ⇒ ・指定から一定期間が経過しているため、現状を踏まえた見直しが必要
・災害時基幹病院に求められる要件の検討が必要

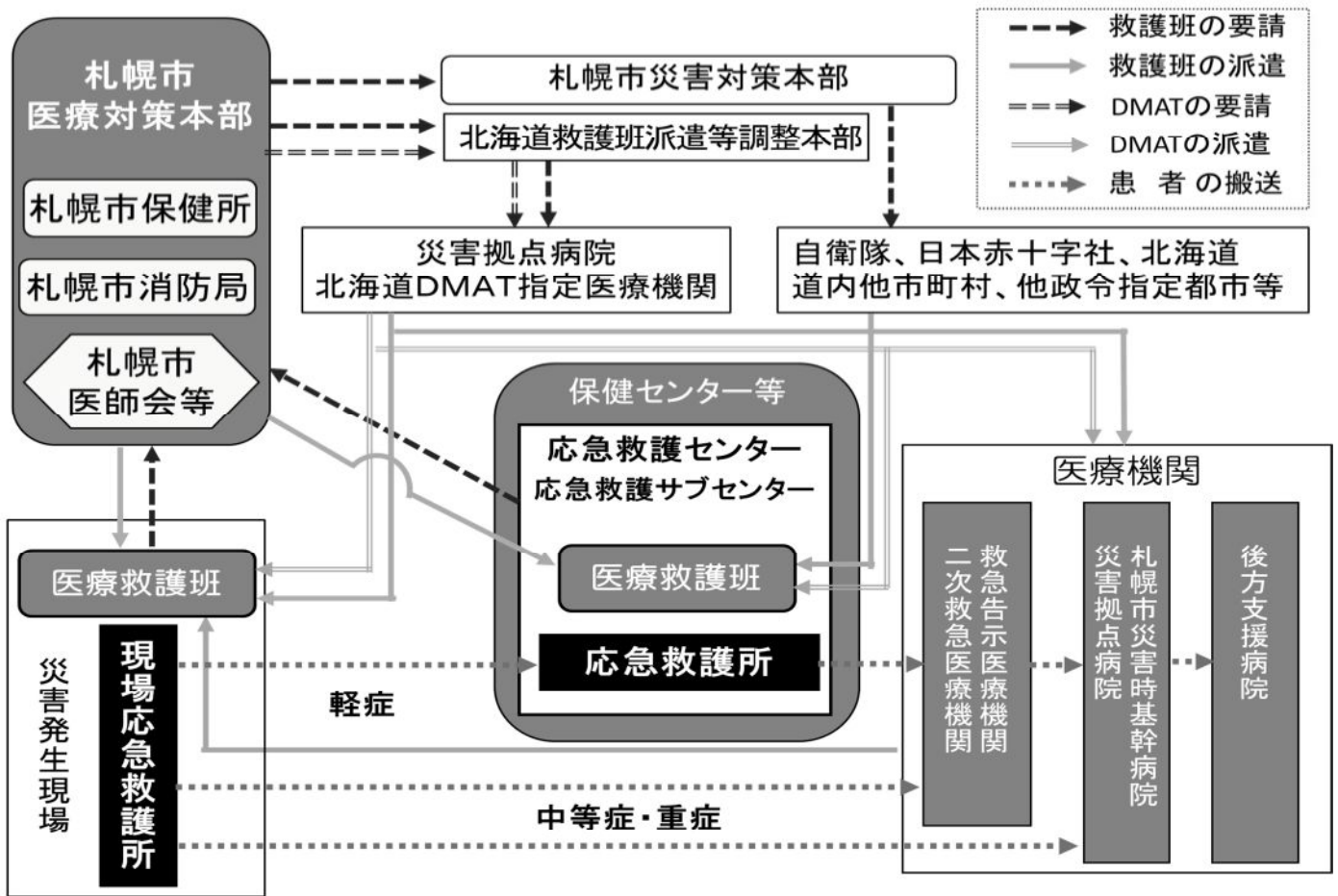
医療救護体制の整備

- 医療対策本部について、具体的な役割等の明確化が必要
- 札幌市災害時医療救護活動マニュアルについて、策定時からの機構の変更や医療技術の向上を考慮し、現状に即したものにすることが必要

医療救護班の救護活動に関するマニュアルの策定

- 札幌市医師会や札幌市災害時基幹病院の役割の明確化が必要
- 定期的な訓練の実施が必要

図 災害医療体制のイメージ



1 規程関係

要綱 : 札幌市災害時基幹病院制度実施要綱【H8.9.6】
 対象病院 : 札幌市災害時基幹病院指定対象病院【H8.9.6】
 要領 : 札幌市災害時基幹病院指定要領【H8.9.6】

2 札幌市災害時基幹病院

指定対象病院の条件

札幌市内の病院のうち、災害時に24時間体制による緊急手術が可能な外科・整形外科等の診療科目を有すること

指定対象病院の配慮要件

- ① 札幌市の地域防災計画に必要と考えられる場所に配置していること。
- ② ヘリポートあるいはヘリコプター離着陸スペースを確保できること。
- ③ 札幌市内の地域バランスを考慮し、1区に1病院以上を指定すること。

札幌市災害時基幹病院一覧(H29.8現在)

番号	基幹病院名称	所在地(区)	各種指定等状況				
			救急告示	二次救急	三次救急	道災害拠点病院	ドクターヘリ運航
①	札幌医科大学附属病院	中央	○		○	○	○
②	市立札幌病院	中央	○	○	○	○	○
③	JA北海道厚生連 札幌厚生病院	中央	○	○			
④	NTT東日本札幌病院	中央	○	○			
⑤	北海道大学病院	北	○		○	○	○
⑥	勤医協中央病院	東	○	○			
⑦	医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院	東	○	○			
⑧	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	白石	○				
⑨	JCHO札幌北辰病院	厚別	○	○			
⑩	JCHO北海道病院	豊平	○	○			
⑪	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	西	○	△	○	○	○
⑫	手稲溪仁会病院	手稲	○	○	○	○	○

3 課題

- 現在、清田区及び南区に災害時基幹病院が存在せず、白石区の北海道がんセンターからも指定解除の要望あり
- 基幹病院の指定から20年あまりが経過しているため、状況が変化している

4 今後の予定

平成29年度に、札幌市内の病院を対象とした状況調査を実施し、平成30年度に再指定を行う。

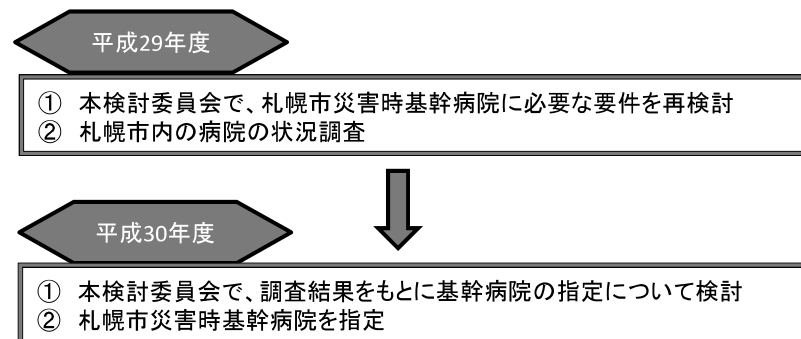
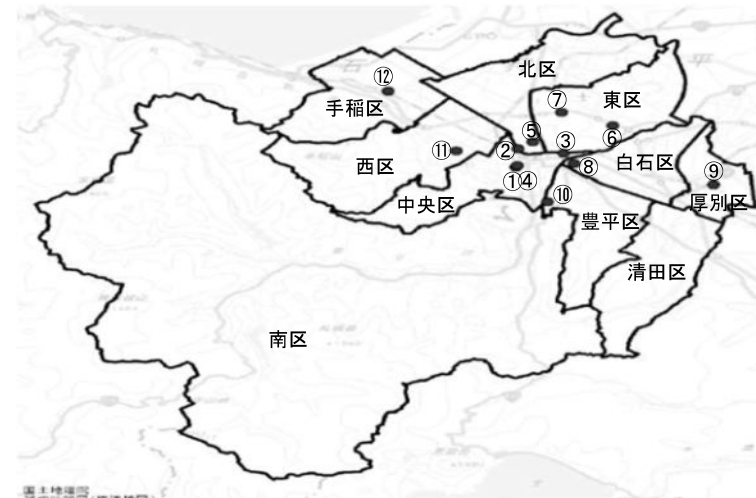


図 札幌市災害時基幹病院位置図 (H29.8現在)



札幌市災害時医療体制検討委員会のスケジュール（案）

第1回	<ul style="list-style-type: none"> (1) 札幌市における災害時医療体制の整備状況及び課題について (2) 札幌市災害時基幹病院の再指定に必要な要件について (3) 今後のスケジュール
第2回	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1回委員会の内容の確認 (2) 札幌市における災害時医療体制の体系的な整備について (3) 医療救護班の救護活動マニュアルの策定について
第3回 以降	<ul style="list-style-type: none"> (1) 札幌市における災害時医療体制の体系的な整備について (2) 医療救護班の救護活動マニュアルの策定について (3) 災害時基幹病院の再指定について (4) （仮称）札幌市災害時医療救護活動マニュアルについて

第1回札幌市災害時医療体制 検討委員会	参考資料 1
平成29年9月6日	

札幌市災害時医療体制検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 札幌市において、災害、事故等により多数の負傷者が同時に発生した場合に、市民に対する医療を迅速かつ効率的に確保するための医療体制の整備を目的として、札幌市災害時医療体制検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 災害時医療体制の整備に必要な事項に関する事
- (2) 札幌市災害時基幹病院の指定に関する事
- (3) その他、災害時医療体制の確保に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから保健福祉局医務監が委嘱する。

- (1) 一般社団法人札幌市医師会のうちから同団体の長が推薦する者
- (2) 北海道知事が指定する基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院のうちから同病院の長が推薦する者
- (3) その他、保健福祉局医務監が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(謝礼)

第7条 会議の出席に対する委員の謝礼は、一回あたり12,500円とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、札幌市保健福祉局保健所医療政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

札幌市災害時基幹病院制度実施要綱

平成8年9月6日
(衛生局長決裁)

(目的)

第1条 札幌市災害時基幹病院制度実施要綱(以下「要綱」という。)は、災害が、札幌市内で発生したとき、同時に多数発生する重症の傷病者に対し、迅速かつ円滑に医療を提供することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「札幌市災害時基幹病院」(以下「基幹病院」という。)とは、重症の傷病者に対し緊急手術等の必要な医療を提供する病院として札幌市長(以下「市長」という。)が指定したものをいう。

2 この要綱において「病院」とは、医療法(昭和23年7月30日 法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。

3 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年11月15日 法律第223号)第2条第1項第1号に定める災害のほか、大規模な事故並びに火災及び破壊活動等の人的災害を含むものをいう。

(基幹病院の役割)

第3条 基幹病院は、原則として札幌市(以下「市」という。)消防局等の行政機関及び他の医療機関の收容要請に基づき搬送されてくる重症傷病者に対し、收容能力に応じ可能な限り重症傷病者の受け入れを行うとともに、緊急手術等の必要な医療を提供することを役割とする。

(基幹病院の指定)

第4条 市長は、次条に定める指定対象病院に該当する病院の中から、別に定める指定要領により基幹病院を選定し、指定する。

(指定対象病院)

第5条 基幹病院の指定対象となる病院は、別に定める。

(活動要請)

第6条 基幹病院は、市長の要請により活動を開始する。

ただし、災害の規模に応じて、基幹病院が必要と認めたときは、市長の要請によらず、自発的に活動を開始する。

(市の支援)

第7条 市は、災害発生後、基幹病院が必要な医療を提供するとき、次の各号に掲げる事項の支援に努める。

(1)血液、医薬品、医療資器材、ライフラインの優先的供給

- (2)情報の提供
- (3)連絡要員等の派遣
- (4)その他必要な支援

(支援病院)

第8条 市長は、何らかの原因により基幹病院機能が著しく損なわれるおそれのあるときは、基幹病院の機能を代替あるいは分担する能力があると認められる病院に支援を要請する。

(連絡協議会)

第9条 市に、基幹病院及び関係機関との情報交換及び連携強化を図るため、基幹病院等で構成する札幌市災害時基幹病院等連絡協議会を置く。

(附則)

この要綱は、平成8年9月6日から施行する。

第1回札幌市災害時医療体制 検討委員会	参考資料
平成29年9月6日	3-2

札幌市災害時基幹病院指定対象病院

平成8年9月6日
(衛生局長決裁)

(平成10年4月1日改正)

札幌市災害時基幹病院制度運営要綱第5条の規定に基づき札幌市災害時基幹病院指定対象病院（以下「指定対象病院」という。）を下記のとおり定める。

記

指定対象病院

指定対象となる病院は、札幌市内の病院のうち、災害時に24時間体制による緊急手術が可能な外科・整形外科等の診療科目を有し、次の各号の一に該当する病院であること。

- 一 国が開設する病院
- 二 医療法（昭和23年7月30日 法律第205号）第31条に規定する公的医療機関である病院
- 三 救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日 厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院
- 四 救急2次・3次医療機関制度参画病院

札幌市災害時基幹病院指定要領

平成8年9月6日
(衛生局長決裁)

札幌市災害時基幹病院制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき札幌市災害時基幹病院指定要領（以下「要領」という。）を下記のとおり定める。

記

（目的）

第1条 この要領は、札幌市災害時基幹病院（以下「基幹病院」という。）の指定手続を明確化することにより、要綱が円滑に運用されることを目的とする。

（選定）

第2条 札幌市長（以下「市長」という。）は、基幹病院を選定するにあたっては、要綱第5条の規定に基づき定められた札幌市災害時基幹病院指定対象病院（以下「指定対象病院」という。）に該当する病院の中から、次のことを配慮し選定する。

- (1)札幌市の地域防災計画上必要と考えられる場所に位置していること。
- (2)ヘリポートあるいはヘリコプター離着陸スペースを確保できること。
- (3)札幌市内の地域バランスを考慮し、1区に1病院以上を指定すること。

（指定）

第3条 市長は、前条の規定により選定した病院から承諾を得たときは、当該病院を基幹病院に指定する。

（解除）

第4条 市長は、基幹病院が指定対象病院に該当しなくなつたとき、あるいは、止むを得ない事情により基幹病院から指定辞退の申し出があつたとき、若しくは、その他必要と認めるときには、指定を解除する。

（通知）

第5条 市長は、基幹病院を指定したとき、あるいは、基幹病院の指定を解除したときには、当該病院に対し指定通知書、あるいは指定解除通知書によりその旨を通知する。

（基幹病院台帳の整備）

第6条 市長は、基幹病院について必要な情報を備えた台帳を整備する。

（附則）

この要領は、平成8年9月6日から施行する。

平成 30 年 2 月 15 日（木）
18 時 30 分～20 時 00 分
於：WEST19 大会議室

第 2 回 札幌市災害時医療体制検討委員会

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 札幌市における災害時医療体制の体系的な整備及び医療救護班の救護活動体制について
- (2) 札幌市災害時基幹病院の見直しについて

【資料】

- 資料 1 - 1 札幌市における災害時医療体制の体系的な整備について
資料 1 - 2 医療救護班の救護活動体制について
別紙 救護班派遣体制図（案）及び災害における患者フロー図（案）
資料 2 札幌市災害時基幹病院の見直しについて

【参考資料】

- 参考資料 1 第 1 回会議における主な意見等
参考資料 2 札幌市災害時医療体制検討委員会 検討報告書(2009年 3 月)
一部抜粋
参考資料 3 - 1 札幌市災害時基幹病院制度実施要綱 【省略】
参考資料 3 - 2 札幌市災害時基幹病院指定対象病院 【省略】
参考資料 3 - 3 札幌市災害時基幹病院指定要領 【省略】
参考資料 4 札幌市内の病院における災害対策等実態調査について

1 札幌市における災害時医療体制制度

- (1) 札幌市災害時基幹病院制度の整備 【H8.9】
災害時に重症傷病者を中心的に受け入れる札幌市災害時基幹病院を指定
- (2) 札幌市災害時医療救護活動マニュアルの整備 【H14.10】
札幌市庁内における災害時の医療救護活動体制について、具体的な活動内容を定めたマニュアルを整備
- (3) 医療救護活動等に関する協定の締結
 - ア 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定
締結先：札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会 【H16.3】
 - イ 札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定
締結先：北海道医薬品卸売業協会 【H17.12】
 - ウ 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定
締結先：北海道柔道整復師会札幌ブロック 【H29.7】

2 今後の課題

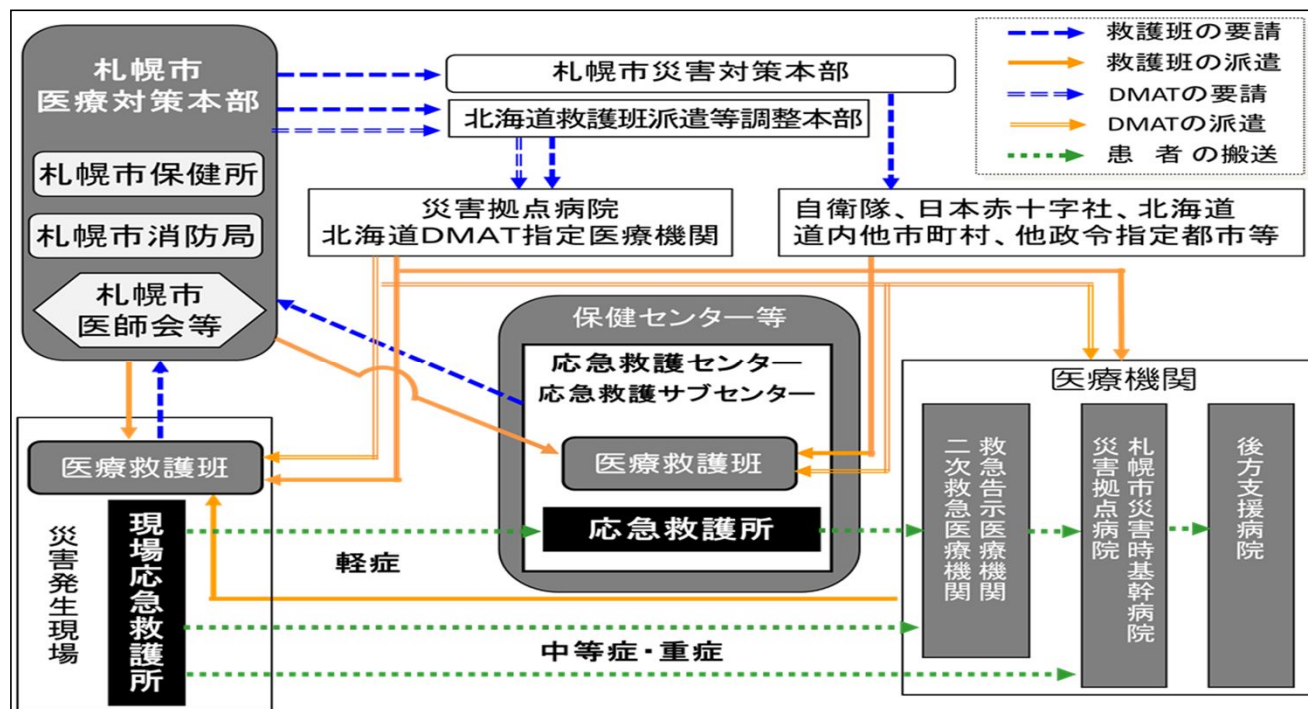
規定の整備

- 札幌市医療対策本部は、WEST19内に設置し、医療救護活動に関する総括、総合調整を行うこととしているが、各々の役割が明確化されていないため、規定を整備し、役割を明確化することが必要(DMATの要請や医療救護班の派遣に関するものを含む)

マニュアルの整備

- H14.10に策定した札幌市職員用の災害時医療救護活動マニュアルについて、現状に即したものにすることが必要
- 応急救護所など、各現場において医療救護活動を円滑に行うためのマニュアルが必要

災害医療体制のイメージ(現行)



第2回札幌市災害時医療体制 検討委員会	資料 1-2
平成30年2月15日	

医療救護班の救護活動体制について

1 現在の想定

災害時における医療体制について～札幌市災害時医療体制検討委員会検討報告書（2009年3月）では、（ア）発災現場へ派遣する医療救護班、（イ）応急救護所へ派遣する医療救護班の2種類を想定（詳細は参考資料2を参照）。

（ア）発災現場へ派遣する医療救護班

DMAT や日本赤十字社等災害時における医療対応力が高いチームで構成。また、医師会の編成する医療救護班等の中でも対応できるチームがあれば発災現場への派遣を考える。

（イ）応急救護所へ派遣する医療救護班

各区応急救護センターに設置される応急救護所に、医師会・市内医療機関等が編成する医療救護班や他都市から派遣される医療救護班等を派遣することを想定。

2 今後の想定（案）

別紙のとおり